

子どもをめぐる政策における家族主義 －「家族」「家庭」の定義をめぐる困難と解としての「脱家族化」－

京都大学 藤 間 公 太

要 約

本稿に与えられた課題は、日本社会における子どもをめぐる各種の政策が顕在的／潜在的に想定する家族主義の問題を指摘し、解決策として「脱家族化」を提案することである。まず、子どもに関する政策が家族主義を暗黙の前提としているがゆえに、「家族」や「家庭」という言葉がマジックワード化し、政策間でその位置づけに齟齬が生じていることを示す。次に、この問題を考える手がかりとして、家族社会学領域における家族定義をめぐる議論を参照する。その上で、政策が社会保障や社会福祉を提供する前提条件として「家族」や「家庭」を設定する限り直面せざるを得ない問題を指摘する。最後に、2つの意味での「脱家族化」がその問題の解決に有効であること、「脱家族化」を達成するためには演繹的思考から帰納的思考への転換が求められることを論じる。

キーワード：家族主義、脱家族化、演繹的思考から帰納的思考への転換

Familialism in Policies Concerning Children: The difficulty of defining the terms of “family” and “home” and de-familialization as a solution

Kyoto University TOMA Kota

Abstract

This paper aims to shed light on the issue of familialism, which is manifestly or potentially embedded in various policies concerning children in Japanese society, and to propose “de-familialization” as a solution. First, the paper argues that because of the reliance on familialism as the basis of policies concerning children, the terms “family” and “home” have almost become magic catchphrases, with discrepancies in their interpretation across different policies. To deal with this issue, the paper will delve into the debate over the definition of “family” within the field of family sociology. It will then highlight the difficulties that must be faced in view of policies which set “family” and “home” as preconditions for providing social security or social welfare. In conclusion, the paper argues that a two-fold approach to “de-familialization” is necessary to solve these issues. It also suggests that a shift from deductive thinking to inductive thinking is required in order to achieve “de-familialization.”

Keywords: familialism, de-familialization, shift from deductive thinking to inductive thinking

1. はじめに

本稿に与えられた課題は、日本社会における子どもをめぐる各種の政策が顕在的／潜在的に想定する家族主義の問題を指摘し、解決策としての「脱家族化」を提案することである。家族主義は多義的な用いられ方をする概念である〔阪井ほか, 2012; 落合, 2013〕が、本稿においては、Esping-Andersen [1999=2000] による「福祉にかかる最大の義務を家族に割り当てる社会の構造」という定義を援用する。Esping-Andersen 自身は福祉国家を類型する際にこの概念を用いているが、「福祉にかかる最大の義務を家族に割り当てる」際には、家族が福祉を担うことを「善きもの」として規範化する社会の作用があると考えられる。実際、日本型福祉社会という理念の下に家族主義的な政策に舵が切られた際には、家族が福祉を担うことが日本の「伝統」として強調された〔落合, 2013〕。そこで本稿では、そうした社会規範化も含む概念として、家族主義を「福祉にかかる最大の義務を家族に割り当て、そうした割り当てを『善きもの』として規範化する社会の構造」と定義し、議論を進める。

家族主義は多岐にわたる政策領域において見られる。第2節で詳述するが、筆者の研究対象である子どもに関連するものについても、教育、子育て支援、社会的養護といった領域において、「本来ケアは家族／家庭で担うべきもの」との規範化がなされる。その一方で、「家族」や「家庭」の扱いは、政策によって必ずしも一貫していない。第2節での議論を先取すれば、教育政策においては「かつてより善くなくなったがゆえに支援が必要な存在」として「家庭」が描かれる。それに対し、子育て支援においては「一義的な責任を負うべき存在」として保護者が位置付けられ、また社会的養護政策においては「目指すべき理想」として「家庭」が位置付けられるなど、児童福祉政策において、「家族」や「家庭」におけるケアは基本的に「善いもの」として描かれている。換言すれば、同じく家族主義的な色合いを持っていますが、政策によって「家族」や「家庭」の位置づけに齟齬がみられるのである。

本稿ではこうした「家族」や「家庭」をめぐる政策間での齟齬を、政策において「家族」や「家庭」を定義することの困難さの表れと位置づける。その上で、政策を策定する際の思考方法の転換による「脱家族化」が必要であると主張する。以下ではまず、家族主義が暗黙の前提とされていることにより、子どもに関する政策間で「家族」や「家庭」の位置づけに齟齬が生じていることを示す（第2節）。次に、この問題を考える手がかりとして、家族社会学における家族定義をめぐる議論を参照する（第3節）。最後に、政策が社会保障や社会福祉を提供する条件として「家族」や「家庭」を設定する限り直面せざるを得ない問題を指摘し、演繹的思考から帰納的思考〔荻谷, 2020〕への転換による「脱家族化」がその解決に有効であることを論じる（第4節）。

2. 子どもに関連する政策における家族主義

(1) 日本における家族主義成立の背景

現在の日本社会における家族主義は、「半圧縮された近代」の結果であると指摘されている。半

圧縮された近代とは、多くの社会で経験された2回の出生率低下の間のスパンを検討した落合恵美子〔2013〕による概念である⁽¹⁾。多くのヨーロッパ諸国では1880年代から1930年頃までの間に第1の出生率低下が起きたのに対し、日本では1950年代にそれが起きた。一方、第2の出生率低下に関しては、ヨーロッパ諸国では1960年代ごろから1970年代中頃にそれが経験されたのに対し、日本においても1970年代中ごろから始まっている。つまり、第1の出生率と第2の出生率の間のスパンが、ヨーロッパ諸国では約50年あるのに対し、日本は約20年しかない。このことを落合は半圧縮された近代と呼んだのである。この半圧縮された近代の下では、福祉国家を発展させるのに十分な時間や富の蓄積が得られない。その上に日本は、1970年代にオイルショックという深刻な経済的危機を経験した。こうした背景から、政策的に家族主義的な社会が選択されたというのが落合の議論である。

「半圧縮された近代」の結果として成立した家族主義は、今でもさまざまな政策領域において顕在的／潜在的な前提とされているが、このことは政策間で「家族」や「家庭」の位置づけに齟齬を生じさせている。本節では筆者が専門とする子どもに関連する3つの政策を事例として、その様相を確認しておきたい。具体的には、(1) 家庭教育支援法案、(2) 2017年に施行された改正児童福祉法、(3) 社会的養護関連施策、の3つを取り上げる⁽²⁾。

(2) 子どもをめぐる政策における「家族」「家庭」の位置づけ

まず家庭教育支援法案においては、社会の変化によるある種の「家族機能」の弱まりが前提とされている。日本において家庭教育が重視されるようになったのは、1990年代後半からである〔井上、2018〕。その背景には、いわゆる「勉強」によって身につく学力のみならず、対人関係能力など、従来は「社会化」によって醸成されると考えられてきたものまでもが「選抜」の成否を左右するようになったことがある〔本田、2008〕。2000年代に入ると、家庭教育をめぐる提言や法改正が次々と行われた。たとえば2000年11月に生涯学習審議会社会教育分科審議会が提出した「家庭の教育力の充実のための社会教育行政の体制整備」では、子どもや青少年の「問題行動」の原因を「家庭」に求め、「家庭における教育機能」を高めることを重要課題として強調している。また同年12月、教育改革国民会議最終報告では、「教育を変える17の提案」がなされ、これを受けて2006年には教育基本法の全面改正が行われた際、第10条として「家庭教育」が新設された。そして2016年10月には、自由民主党より家庭教育支援法素案が、さらに2017年2月にはそれに修正を加えた家庭教育支援法案が提出された。その第1条では家庭教育支援が必要な理由として、「同一の世帯に属する家族の構成員の数が減少したこと、家族が共に過ごす時間が短くなったこと、家庭と地域社会との関係が希薄になったこと等」が挙げられている。続く第2条では、家庭教育の第一義的責任は「父母その他の保護者」にあるとされ、家庭教育支援は「父母その他の保護者が子に社会との関わりを自覚させ、この人格形成の基礎を培う」、「父母その他の保護者が子育ての意義についての理解を深め、かつ、子育てに伴う喜びを実感できるように配慮して」、「社会全体における取組として」行われるべきものとされる。以上から、家族や地域社会の変化により、家庭教育の第一義的責任を保護者が担うことが困難になってきたため、社会全体の取り組みとして

それを支援する、というのが家庭教育支援法案の趣旨であるとまとめられよう⁽³⁾。

次に、2017年に施行された改正児童福祉法であるが、こちらは保護者の責任を従前より強調し、保護者以外の市民や国などの責任を縮小する形での改正がなされている。表1は、改正前後の第一条と第二条の対照表である。第一条は、改正前の第一条②を加筆し、より「児童の権利」について具体的に示すよう改正されている。第二条の第一文については、改正前の第一条第一文をベースに、やはり内容を具体化しつつ、子どもの健全育成について「全て国民」が努めるべきことを示している。問題は第二条の②である。ここでは、「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」という、改正前にはなかった文言が追加されている。そして第二条③に、改正前の文言を引き継ぐ形で、国及び地方公共団体が、児童の保護者とともに責任を負う旨が記されている。少なくとも改正後の第一条及び第二条をみる限り、児童福祉法は保障されるべき子どもの権利を具体化しつつ、子どもの育成の責任は第一義的に保護者にあると明記することで、国民の努力義務と国および地方公共団体の責任を後景化したといえる。換言すれば、国や保護者以外の国民が子どもの福祉に残余的にしか関与しないことが法律上で明示された、とも捉えうる改正がなされたのである。

表-1

改正前	改正後
第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 ② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。	第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。 ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。 ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

出典) 藤間 [2018]

最後に、社会的養護をめぐる政策であるが、この領域では「家族」や「家庭」における養育を理想化する形で議論が展開されている。社会的養護施策の中でも戦後日本において繰り返し強調されてきたものの1つに、「社会的養護の家庭化」がある。これは、社会的養護全体に占める里親委託率の向上と、施設養護の運営規模の小規模化を主張するものである。このような主張は、1950年代から始まったホスピタリズム論争、1990年代の津崎哲雄と施設養護支持派の間での論争など、時代ごとの社会的養護の課題を背景としながら展開されてきた。児童虐待が社会問題化した1990

年代以降は、政策関連の文書でも強調されるようになっていく。たとえば、厚生労働省が2011年に公表した「社会的養護の課題と将来像」では、(1) 里親およびファミリーホーム、(2) グループホーム（地域小規模児童養護施設）、(3) 小規模化した本体施設の、3つそれぞれの割合をおおむね1:1:1にするという目標が掲げられている。同じく厚生労働省が翌年に公表した「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」においては、「社会的養護の課題と将来像」で打ち出された方向を実現するための予算制度や人員配置のあり方が議論されている。こうした「社会的養護の家庭化」の動きの1つの結実点が、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が2017年に公表した「新しい社会的養育ビジョン」である。そこでは「3歳未満はおおむね5年以内に75%以上」「3歳以上の未就学児はおおむね7年以内に75%以上」「学月以降はおおむね10年以内を目途に50%以上」といった、「工程で示された目標年限」[浅井, 2018]とともに里親委託率の向上が打ち出された。これらの社会的養護に関する文書で想定される「家庭」とは、「2名前後の大人で6名以内の子どもをケアするあり方」、「近代家族的な少人数対少人数でのケアを実施するあり方」であると指摘されている[藤間, 2017b, c]。つまり、戦後展開された「社会的養護の家庭化」を主張する議論においては、近代家族的な「家庭」での子育てが理想であるという前提のもとで、社会的養護の環境をそれに近づけることが一貫して主張されてきたといえる。

(3) 小括——家族主義が帰結する政策間での「家族」「家庭」の位置づけの齟齬

ここまで子どもに関する政策における「家族」や「家庭」の位置づけを概観してきたが、政策領域ごとの認識の間に、ある種の矛盾が生じていることが浮かび上がったといえるだろう。家庭教育支援法は、「家庭の教育力が低下している」という前提に立つものであった。つまり、そこでの「家庭」は「かつてより善くなくなった」と想定されているのである⁽⁴⁾。一方で、改正児童福祉法は、子どものケアの第一義的責任を保護者にあることを明記することで、国や保護者以外の国民の関与を残余的なものにとどめるような方向での改正がなされていた。これは「子どものケアは保護者によって行われるべき」とする規範を明示するものであるといえる。さらに社会的養護の家庭化を主張する議論では、「家庭」は明確に子どものケアのための環境の理想形として描かれている。要するに、ある政策領域では「かつてより善くなくなった」とされる「家族」や「家庭」が、別の政策領域では第一義的責任を負うべきものとされ、さらに別の政策領域では「目指されるべき理想」として位置づけられているのである。

このような「家族」「家庭」をめぐる政策間での齟齬は、「家族」や「家庭」が、個々の政策の目的に応じてマジックワード化していることの証左であると考えられる[藤間, 2017b, 2020]。このことをどのように考えるべきだろうか。一方で、政策が目指すべき方向を丁寧に検討した結果、それに応じて「家族」や「家庭」の定義や位置づけが変化しているだけであり、問題はないという肯定的な捉え方もありうるだろう。他方で、こうしたマジックワード化は家族主義によって帰結されているとも考えられる。本稿は後者の立場をとる。つまり、福祉にかかる最大の義務が家族に割り当てられるあり方を暗黙の前提とした結果、「家族」や「家庭」を具体的にいかなるものとして想定するのかという点について丁寧な議論がなされてないまま、マジックワード化が生じ

たとえる⁽⁵⁾。

この問題を論じるためには、「家族」や「家庭」を定義する営みそのものについて考える必要がある。そこで次節では、家族社会学における家族定義をめぐる議論を手がかりとして参照しておきたい。

3. 家族社会学における「家族」定義をめぐる議論の展開⁽⁶⁾

(1) 家族をめぐる人々の主観への着目

日本における家族社会学領域では、1980年頃より自らの研究対象である家族の定義について議論が蓄積されているが、その嚆矢となったのは山田昌弘による主観的家族論である。1970年代までの日本の家族研究においては、何らかの機能を「家族の機能」とまず措定し、次にそうした機能を果たしている集団を「家族」として客観的／操作的に定義するという手続きがとられることが大半であった⁽⁷⁾。これに対し山田 [1986] は、構造－機能主義的な前提に立つ家族定義は近代核家族をモデルとしているため、近代以前、以後の家族現象に適応しようとする欠陥が露見すると指摘する。その上で、Verdon [1981] の議論を参考に、家族現象を①夫婦集団、②親族システムを成員基準とする集団、③主観的家族像の、3つのレベルに区別して分析することの有用性を説く。さらにその後の山田 [1994] においては、日常生活レベルでの家族という言葉と、家族に関する操作的定義がジレンマ状態にあることも指摘している。こうした山田の議論は、「血縁や婚姻による家族定義に基づいた実証研究の経験的妥当性を揺るがし、家族を定義する研究者の政治性に光を当てることで、その規範的妥当性を問題化しうる重要な可能性を孕んでいた」[久保田, 2010: 5]。

この山田の主観的家族論を受け、「家族」をめぐる人々の主観やリアリティに着目する議論が展開した。たとえば、山田自身はペットを家族であるとみなす人々の存在から、個人が「家族」に求めることとして、安らぎを与えてくれることや自身を「かけがえのない存在」と思わせてくれることが重視されるようになってきていると指摘する。また上野千鶴子は、「何を家族と同定 identify するかという『境界の定義』」として「ファミリー・アイデンティティ」という概念を呈示 [上野, 1994: 5]、同居している家族成員間でもファミリー・アイデンティティにズレがあることを示した。主観的家族論の立場から全身性障害者のライフヒストリーを分析した土屋葉 [1999] も、彼女・彼らの捉える「家族」が時間的経過や個々人の経験によって常に変更される過程と、個人の「家族」のリアリティ構成において、社会的な定義と個人的な定義が相互に浸透しあう過程を明らかにしている。

一方、構築主義に立脚する家族研究からは、山田の主観的家族論に対する批判も展開された。山田の議論は、客観的に定義された家族についての研究と人々の主観的な家族像についての研究とを二項対置的にあつかい、後者に前者を代替させることを想定したものであった。このやり方には、公的な水準や当事者が意識していない要素の影響を看過すること [岡本, 1998; 田淵, 1996]、構築主義がもっぱら個人の主観を扱う研究へと矮小化されること [松本, 2001] という問

題があった。主観的家族論のこうした問題を踏まえつつ、「人々による家族の定義過程」〔木戸, 2010: 30〕を経験的研究の対象としたのが構築主義的家族研究である〔松木, 2013〕。「日常的な家族概念の分析上の重要性が主張されることによって、日常的な家族概念と乖離しうる専門的な家族定義の可能性や必要性の問題化や、専門的な家族定義を留保して人々による家族定義のプロセスに焦点化するオルタナティブなアプローチが提案されてきた」点で、山田の主観的家族論と構築主義的家族研究は共通点を持つ。他方で、従来の客観的な家族定義の「代替物」ではなく「補完物」として自身を位置づける点に〔池岡ほか, 1999〕、構築主義的家族研究のオリジナリティがあった。

以上のように、研究者による外部からの家族定義への懐疑から主観的家族論や構築主義的家族研究が発展してきたが、それは特に「家族の多様化」を捉える上で重要な役割を果たした。1990年代以降に確立した家族の多様化論においては、家族形態の多様化のみならず、家族をめぐる人々の意識の多様化も重視された〔久保田, 2009〕。こうしたなかで、家族をめぐる人々の日常的な定義に注目する意義を示したこれらの研究は、その後の家族社会学におけるパースペクティブ形成の一端を担うものであった。

(2) 家族定義をめぐる妥当性と可能性への着目

しかしながら、主観的家族論の限界を乗り越える形で発展してきた構築主義的家族研究も、大きく2つの批判にその後さらされている。第1に、当事者による定義を採用することと、客観的な定義に疑義を呈することとの間の論理的飛躍にむけられた批判である。田淵六郎によると、当事者による定義も社会的な定義に規定されているため、前者のみに依拠して議論を行うことは困難であり、むしろ両者の間のずれがいかに生じているのかを考察すべきであるとされる〔田淵, 1996〕。同じく松木〔2013〕も、日常的な家族概念の重要性を強調することで家族概念をめぐる中傷効果を解消しようとした点において、主観的家族論や構築主義的家族研究は誤っていると述べる。その上で、「むしろ、人々による家族概念の用法に目を向けることで、専門的な家族定義と日常的な家族概念との、さらに、専門的な家族定義の間での齟齬をめぐる問題は脱問題化することができる」と主張している〔松木, 2013: 61〕。

第2に、研究対象としての家族を定義することの不可避性を主張するものである。久保田は「調査対象から排除することは必ずしも研究対象から排除することを意味しない。むしろ、定義され切り出されることで、家族は切り残された非家族とともに『地と図』の関係を構成することで、はじめて意味連関を形作ると考えるべきではないか」と述べる〔久保田, 2010: 7〕。「それゆえ、家族が定義不可能ということは原理的にあり得ない。むしろ、何かを排除せずに何かを認識することこそ不可能であり、逆に、何かが認識可能であれば、すでに何らかの区別が前提されていることになる」。こう指摘した上で、「問われるべきは定義の可能性ではなく、定義の妥当性である」と久保田はいう〔久保田, 2010: 9-10〕。つまり、個々の研究において採用されている家族の定義が研究関心に照らして相応しいものであるかどうかこそ問われるべき課題であるというのが、久保田〔2010〕の主張である。

これらの構築主義的家族研究への批判を踏まえ、家族定義の文脈依存性を強調することで従来の議論の限界を乗り越えることが可能であると主張したのが、松木洋人〔2013〕である。松木によると、専門的な定義と日常的な定義は競合関係にあるわけではなく、前者を有意味に用いるためには後者についての知識を参照することが不可欠である。それゆえ「重要なのは日常的な概念と専門的な概念のどちらを用いるかではなく、研究者による記述が、この公的な基準とそれへの参与者による指向を適切に表現しているかどうか」である。換言すれば、「家族を定義することがそれぞれの関心のもとでなされる文脈依存的な実践でしかありえない以上、具体的な研究実践の文脈から離れたかたちで、『家族とは何か？』に答えを与えようとする家族定義論はもはやありえない」〔松木、2013：61〕。以上を踏まえ松木〔2013〕は、「専門的な家族概念と日常的な家族概念の連関のありようも、家族社会学にとっての重要な問題領域を構成するものでありうる」のであり、「人々の家族概念の用法に焦点を当てた研究を行うことの意義は、専門的な家族定義にもとづき家族研究へのオルタナティブにとどまるものではない」〔松木、2013：62〕と結論づける。

さらに松木〔2017〕は、家族社会学領域に特有の構築主義的アプローチの困難を2つ指摘する。第1に、構築主義的アプローチが家族定義をめぐる問題と関連付けて受容されたことに起因する困難である。人々による家族概念の用法に目を向けることは、必然的にその文脈依存的な多様性に目を向けることになるが、それは新たな家族定義の可能性を示したり、「家族とは何か」という問いに解を与えることにはなりえない。換言すれば、そもそも家族定義と関連づけて受容された時点で、「家族とは何か」という家族社会学が取り組む最も大きな問いの1つと構築主義的アプローチとの間に、齟齬が生じていたということである。関連して第2に、そのように家族定義をめぐる問題への解を導くという期待との間に齟齬がある以上、家族のありように対して多くの家族社会学者が持つ関心からかけ離れたものになってしまったことである。このような家族社会学領域における構築主義的アプローチの「空疎化」に対して松木が提案する解決策の1つが、家族定義をめぐる問題ではなく、人々の家族生活における経験や、家族概念の用法の歴史的変遷に、アプローチすることである。

4. 政策における「家族」「家庭」定義の困難と解としての「脱家族化」

家族社会学の領域における家族定義をめぐる議論は、人々の主観的な家族定義に着目する段階を経て、家族定義の妥当性を問うたり、家族定義の文脈依存性への自覚を促したり、そもそも家族定義を問題にすること自体が帰結する問題を議論したりする段階にきている。久保田は「いかなる研究関心にもとづいて、何を対象として同定し、何によって何を説明しようとするのかという連関の中で、定義の妥当性が検証されなければならない」〔久保田、2010：15〕と述べる。また松木も、「重要なのは日常的な概念と専門的な概念のどちらを用いるかではなく、研究者による記述が、この公的な基準とそれへの参与者による指向を適切に表現しているかどうか」であると主張している〔松木、2013：61〕。立脚する方法論の違いから、両者の家族定義に対するスタンスは異なるものの、研究者が自身の対象を適切に描写できているのかを問題にしている点は、おおむ

ね共通しているとみてよいだろう。

実は子どもに関する政策をめぐる議論においても、「家族」や「家庭」の定義の不可能性が問題になる場面が出てきている。たとえば「新しい社会的養育ビジョン」策定に向けた「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の議事録を分析した野崎祐人〔2020〕は、「〈家庭的〉」という概念を定義しようとする際に、その困難性が顕在化する状況がみられると指摘している。そこでは、西澤哲構成員による「家庭というものを、最低限のレベルにしろ何にしろ、定義するのは我々には不可能なのではないか」（第5回検討会〔2016年11月18日〕）という発言が取り上げられる。同じく「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の議事録を分析した藤間〔2023〕は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」や「できる限り良好な家庭的な養育環境」という概念の定義がさまざまに試みられた一方、そうした環境がいかなるニーズに対応する上で要請されるのかという点や、参照される「ファミリー」にいかなる定義が与えられるのかという点は、明示されないまま議論が収束していったと指摘している。社会的養護政策において「家庭」が「目指されるべき理想」とされていることは第2節で述べたとおりであるが、その「理想」を具体的に定義しようとする際に困難が生じていることが、これらの研究では示されている。

政策における「家族」や「家庭」の定義が問題となる1つの理由は、それが社会保障や社会福祉が提供される何らかの条件として機能していることにある。「家族の本質的個人化」〔山田, 2004〕の進行は、家族を形成しなかったり、家族を解消したりすることも、等しく尊重されるべき個人の選択であるという考え方を浸透させた⁽⁸⁾。その結果、家族を持たない人からの税収が家族福祉に利用されることの正当性が問題となり、ひいては「そもそも家族福祉論において、家族の集合的ニーズとは何を意味しており、何を根拠に正当化されうるのかという、一層根本的な議論の必要性」〔久保田, 2011: 114〕が提起されることとなった。

以下では、前節でみた家族社会学における家族定義に関する議論を参考に、政策において「家族」や「家庭」を定義しようと試みに顕在化しつつある困難を乗り越えるための方策を考えてみよう。まず、主観的家族論のように、個々人の主観的な定義にゆだねる形で政策における「家族」や「家庭」を定義する方向性は、現実的には困難であると考えられる。主観的家族論を提起した山田〔1992〕は、ペットを「家族」とみなす人々が現れたことに注目していたが、たとえば「自分はペットを扶養しているから、家族に対する扶養控除を受ける権利がある」という主張は、少なくとも今の日本社会では受け入れられないだろう。

では、久保田〔2010〕において提起されたような「家族定義の妥当性」を問題にする方法、すなわち、個々の趣旨や目的にもとづいて、政策ごとに適切な「家族」や「家庭」の定義を模索する方法はどうだろうか。この方法は、政策それぞれがいかなるニーズに対応しようとするものなのかに自覚的であることを促す点で有意義なものとなり得る一方、やはり市民の納得を得られるかという困難に直面すると考えられる。社会保障政策や社会福祉政策の展開にはコストがかかり、それゆえ原資が必要となる。そしてその原資は、市民から集められた税金により賄われる部分が多い。それゆえ、提供された原資の配分について、多かれ少なかれ市民の納得を得る必要がある〔中澤, 2014; 大岡, 2014; 藤間, 2020〕。「この政策では『家族』をこのように定義するが、別

の政策ではまた異なる定義を採用する」という説明は、やはり現実的に考えると市民の納得を得られにくいだろう。

さらに、主観的家族に依拠する方法も、個別の政策ごとの定義を問う方法も、社会保障や社会福祉が提供される条件として「家族」や「家庭」が機能することそれ自体が内包する問題を避けられないという限界を共通してもつ。いかなる定義を採用したとしても、「家族」や「家庭」の枠内にあることを条件に社会保障や社会福祉を提供するやり方は、何らかの層にある人々をその枠外に不当にはじき出してしまうリスクと隣り合わせである。同時に、枠内に入った人々に対して、社会保障や社会福祉を提供する条件として不当に何かを課してしまう（たとえば、控除を受ける条件として自分を虐待していた親を扶養する義務を負うなど）というリスクも存在する。さらに、先述した市民の納得という観点から見ても、「誰を枠内に入れ、誰を入れないのか」という点に関して、万人の納得を得られるような定義を導出することは困難である。結局のところ、「家族」や「家庭」を社会保障や社会福祉を提供する条件にしようとする限り、それらを定義する不可能性と妥当性の問題を避けられない。

政策における「家族」や「家庭」の定義がその不可能性と妥当性の問題を避けられないならば、「家族」や「家庭」を手放すことこそがその解決策となると考えられる。ここでは2つの意味での「脱家族化」の必要性を提起したい。1つ目は、生存保障の負担、責任を「家族」「家庭」から脱するという意味での「脱家族化」である。これは Esping-Andersen [1999=2000] が提起するものと同義である。日本の社会保障政策や社会福祉政策は潜在的／顕在的に家族主義を前提としてきたが、実際に家族を頼れるか否かには、社会階層による差がある。藤間 [2020] は、2017年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第2回 生活と支え合いに関する調査」[国立社会保障・人口問題研究所, 2019] の結果に基づき、家族や親族をサポート源として利用できるか否かに所得階級による差が存在することを指摘する。そして、そのような差が存在する以上、国家の責任として人々の生存に対する公的支援を整備することが求められると論じている。本稿での議論を踏まえるならば、この1つ目の意味での「脱家族化」を模索する際に、もう1つの意味の「脱家族化」、すなわち、社会保障や社会福祉を提供する条件として「家族」や「家庭」を設定しないことが肝要になると考えられる。先述の通り、「家族」や「家庭」を条件として設定する以上、特定の層を不当にその枠外にはじき出したり、あるいは枠内に入るとみなされた層に不当に何かを課してしまったりするリスクを避けられないためである。

2つの意味での「脱家族化」を達成するためには、政策が依拠する思考方法の転換が必要である。たとえば、「脱家族化」の1つのあり方として、人々の一次的依存および二次的依存 [Fineman, 1995=2003] に対して無条件に社会保障や社会福祉を提供するというやり方が考えられる。そしてこうした政策を実施するためには、現実にはどのような人々のニーズが存在しており、それらのニーズがどのように充足されている／いないのかについて、丁寧な実態把握が必要である。ここで参考となるのが、教育政策を対象とした荻谷剛彦 [2020] による、演繹的思考と帰納的思考という区分である。演繹的思考とは、抽象的な理想、理論、概念を出発点とするものであり、それゆえそこで目指される目標とは「まだ見ぬ理想」となる。そうした「まだ見ぬ理想」を「上から

現場に下ろす」形で政策が組み立てられるため、政策の効果検証やそれを踏まえた改善という発想は乏しい。これに対し帰納的思考とは、過去の経験（＝政策及びその帰結）の徹底的検証に基づいて政策を構想するものであり、そこで打ち出される政策は実績への自信に裏付けられたものとなる。本稿で対象とした子どもをめぐるものも含め、社会保障や社会福祉にかかわる政策は帰納的思考に基づくものであることが必要だと筆者は考える。すなわち、「家族」や「家庭」の内外であるかという条件をあらかじめ設定せず、現実にあるニーズとその充足の様態を丁寧に把握し、それに基づいて生存保障に求められる政策を構想していくことが、2つの意味での「脱家族化」を達成する上では不可欠であろう。

5. おわりに

本稿ではまず、日本社会における子どもに関する政策が顕在的／潜在的に家族主義を前提としている一方、政策領域によって「家族」や「家庭」の位置づけに齟齬が生じていることを示した。次に、この問題を考える手がかりとして、家族社会学領域における家族定義をめぐる議論を概観し、それらの議論が人々の主観的な家族定義に着目する段階を経て、家族定義の妥当性を問うたり、家族定義の文脈依存性への自覚を促したり、そもそも家族定義を問題にすること自体が帰結する限界を議論したりする段階にきていることを確認した。最後に、「家族」や「家庭」を社会保障や社会福祉を提供する条件にしようとする限り、それらを定義する不可能性と妥当性の問題を避けられないことを示し、問題の解決には2つの意味での「脱家族化」が有効であること、「脱家族化」の達成のためには演繹的思考から帰納的思考への転換が必要であることを論じた。

最後に、今後より検討が必要な点を3つ指摘しておきたい。第1に、顕在的／潜在的なニーズを把握するための方法論の発展である。現実にあるニーズとその充足の様態を丁寧に把握する上では、現場に蓄積されているこれまでのケースに関する記録の分析〔cf. 遠藤ほか編, 2020〕や、アウトリーチなど、申請主義の限界を乗り越える実践を積み重ねることが求められる。こうした方法論は日本においてはまだ十分蓄積されていないが、人々の依存に対する無条件的な支援を展開する上では不可欠であると考えられる。関連して第2に、どのような支援が普遍的に提供される／されないべきかという点に対する議論の蓄積である。これは言い換えると、何を普遍的に支援されるべき「ニーズ」とみなす／みなさないべきかについて、政治哲学的な思考〔cf. Doyal and Gough, 1991；久保田, 2011〕を蓄積することが必要であるということである。第3に、ニーズの同定が人々の生に対する権力の介入に転嫁することをいかに防ぐかという点についても、議論が必要であろう。上野加代子は、児童虐待のリスクアセスメントについて、社会制度の不備に帰属するリスクがまるで親個人に帰属するものであるかのように扱われる事態が発生していると批判し、「包括的な福祉サービス、短時間労働で生活可能なベーシックインカムと十分な賃金という経済の再配分にもとづく承認の追加」〔上野, 2022：219〕が求められると主張している。この主張を踏まえるならば、ニーズが把握された結果、社会制度の不備が個人の問題へ読み替えられたりするようなことを防ぐ方策については、慎重な議論が必要である。筆者自身も今後の課題としたい。

付記

本稿は文部科学省科学研究費助成事業から助成を受けた「里親支援についての日伊比較研究：〈脱施設化〉の社会的背景の解明に向けて」（課題番号19K13932）による成果の一部である。

注

- （１）落合自身は韓国社会の「圧縮近代」を論じた Chang [2010] の議論から着想を得ている。
- （２）以下、本節での議論は藤間 [2020] を要約したものである。
- （３）家庭教育支援法案はいくつかの点で問題含みであることが指摘されている。第1に、家庭教育の第一義的責任を「父母その他の保護者」にあるとしたことで、国の責任を曖昧にするとともに [井上, 2018]、異性愛にもとづく家族形成を望ましいものとしている [木村, 2017] 点である。第2に、「家庭の教育力が低下している」という前提が誤認である点である [広田, 2019]。第3に、国家が「善きもの」とする生き方に市民が従うよう、公権力が取り締まり、介入を行うことが許されるようになりかねない点である [広田, 2019]。
- （４）そもそもこの前提自体が誤っていることは広田照幸 [2019] が指摘している通りである。
- （５）たとえば社会的養護をめぐる議論において、長らく形式的な要件にのみに目が向けられて「家庭化」が論じられてきた [藤間, 2017b] ことなどは、この一例であるといえるだろう。
- （６）本節での議論は、藤間 [2017a] の第3節第2項および第3項での議論を加筆修正したものである。
- （７）この時期以降そうした定義がなされなくなったわけではもちろんない。たとえば、家族社会学の中でも最もよく知られている「夫婦・親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な構成員とし、成員相互の深い感情的な係わりあいでは結ばれた、第一次的な福祉志向の集団」 [森岡・望月, 1993]、「新生児の愛育的社会化という基本的機能をもつ小さな親族集団」 [Cheal, 2002=2006] といった家族定義は、いずれも機能に着目したものである。
- （８）2021年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第16回出生動向基本調査」の結果において、「いずれ結婚するつもり」と考える18～34歳の未婚者の割合が性別、年齢、生活スタイルの違いを問わず減少していたり、「結婚したら子どもを持つべき」という考えを支持する者の割合が大幅に低下したりしていたことは [国立社会保障・人口問題研究所, 2022]、1つの具体例といえるだろう。

文献

- Chang, Kyung-Sup 2010 *South Korea under Compressed Modernity: familial political economy in transition*, Routledge.
- Cheal, D. 2002 *Sociology of Family Life*, London: Palgrave Macmillan. (野々山久也訳 2006『家族ライフスタイルの社会学』ミネルヴァ書房).
- 遠藤久夫・野田正人・藤間公太監修, 国立社会保障・人口問題研究所編 2020『児童相談所の役割と課題——ケース記録から読み解く支援・連携・協働』東京大学出版会.

- 大日義晴・菅野剛 2016 「ネットワークの構造とその変化——『家族的関係』への依存の高まりとその意味」稲葉昭英・保田時男・田渕六郎・田中重人編『日本の家族1999-2009——全国家族調査〔NFRJ〕による計量社会学』東京大学出版会：69-90.
- Doyal, L. and I. Gough 1991 *A Theory of Human Need*, Guilford Publishing.
- Esping-Andersen, G. 1999 *Social Foundations of Postindustrial Economics*, Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子共訳 2000 『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店).
- Fineman, M. A. 1995 *The Neutered Mother, the Sexual Family: And Other Twentieth Century Tragedies*, Routledge. (上野千鶴子監訳, 穂田信子・速水葉子共訳 2003 『家族：積み過ぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』).
- 広田照幸 2019 『教育改革のやめ方——考える教師, 頼れる行政のための視点』岩波書店.
- 池岡義孝・木戸功・志田哲之・中正樹 1999 「単身生活者による家族の構築——構築主義的な家族研究のアプローチの試み」早稲田大学人間科学学術院編『人間科学研究』第12巻第1号：87-99.
- 井上恵美子 2018 「家庭教育支援法のねらいと問題点」民主教育研究所編『人間と教育』No.98：36-43.
- 荻谷剛彦 2020 『コロナ後の教育へ——オックスフォードからの提唱』中央公論新社.
- 木戸功 2010 『概念としての家族——家族社会学のニッチと構築主義』新泉社.
- 木村涼子 2017 『家庭教育は誰のもの？——家庭教育支援法はなぜ問題か』岩波書店.
- 国立社会保障・人口問題研究所 2019 『2017年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査 報告書』.
- 国立社会保障・人口問題研究所 2022 『第16回出生動向基本調査 結果の概要』.
- 久保田裕之 2009 「『家族の多様化』論再考——家族概念の分節化を通じて」日本家族社会学会編『家族社会学研究』第21巻第1号：78-90.
- 久保田裕之 2010 「家族定義の可能性と妥当性」社会学研究会編『ソシオロジ』第55巻第1号：3-19.
- 久保田裕之 2011 「家族福祉論の解体——家族／個人の政策単位論争を超えて」社会政策学会編『社会政策』第3巻第1号：113-123.
- Leitner, S. 2003 "Variety of Familialism: The Caring Function of the Family in Comparative Perspective", *European Societies*, 5 (4): 353-75.
- 松木洋人 2001 「社会構築主義と家族社会学研究——エスノメソドロジーの知見を用いる構築主義の視点から」三田哲学会編『哲学』第106集：149-81.
- 松木洋人 2013 「家族定義問題の終焉——日常的な家族概念の含意の再検討」日本家族社会学会編『家族社会学研究』第25巻第1号：52-63.
- 松木洋人 2017 「家族社会学における構築主義的アプローチの展望」日本社会学会編『社会学評論』第68巻第1号：25-37.

- 森岡清美・望月嵩 1993『新しい家族社会学 三訂版』培風館.
- 中澤渉 2014『なぜ日本の公教育費は少ないのか——教育の公的役割を問い直す』勁草書房.
- 西村純子・松井真一 2016「育児期の女性の就業とサポート関係」稲葉昭英・保田時男・田渕六郎・田中重人編『日本の家族1999-2009——全国家族調査〔NFRJ〕による計量社会学』東京大学出版会：163-185.
- 野崎祐人 2020「現代の代替養育における〈家庭的〉概念と家族の言説」令和元年度京都大学大学院人間・環境学研究科修士論文.
- 落合恵美子 2013「アジア近代における親密圏と公共圏の再編成」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成——アジア近代からの問い』京都大学学術出版会：1-38.
- 岡本朝也 1998「『家族』の誕生——ディスクールの成立と構造」比較家族史学会編『比較家族史研究』第13号：88-113.
- 大岡頼光 2014『教育を家族だけに任せない——大学進学保障を保育の無償化から』勁書房.
- 阪井裕一郎・藤間公太・本多真隆 2012「戦後日本における〈家族主義〉批判の系譜——家族国家・マイホーム主義・近代家族」三田哲学会編『哲学』第128集：145-177.
- 田渕六郎 1996「主観的家族論——その意義と問題」東京大学大学院社会学研究室ソシオロギス編集委員会編『ソシオロギス』20号：19-38.
- 藤間公太 2017a「ライフヒストリー研究法から家族研究への示唆——政治性の観点から」慶應義塾大学法学部内法学研究会編『法学研究』第90巻第1号：261-282.
- 藤間公太 2017b『代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房.
- 藤間公太 2017c「社会的養護にみる家族主義」三田社会学会編『三田社会学』第22号：38-54.
- 藤間公太 2018「子ども・子育て支援政策の論理と問題」教育科学研究会編『教育』No.873：43-49.
- 藤間公太 2020「教育政策、福祉政策における家族主義」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第106集：35-54.
- 藤間公太 2023「『育て』に関する政策の課題——『新たな社会的養育の在り方に関する検討会』での議論を手がかりに」床谷文雄・梅澤 彩・柴田賢一・宇野文重編著『〈産みの親〉と〈育ての親〉の比較家族史』法律文化社（近刊）.
- 土屋葉 1999「全身性障害者の語る『家族』——『主観的家族論』の視点から」日本家族社会学会編『家族社会学研究』第11巻第11号：59-69.
- 上野千鶴子 1994『近代家族の成立と終焉』岩波書店.
- 上野加代子 2022『虐待リスク——構築される子育て標準家族』生活書院.
- Verdon, M. 1981 "Kinship, Marriage, and the Family: An Operational Approach", *American Journal of Sociology*, 85 (4): 796-818.
- 山田昌弘 1986「家族定義論の検討——家族分析のレベル設定」東京大学大学院社会学研究室ソシオロギス編集委員会編『ソシオロギス』10号：52-62.
- 山田昌弘 1992「家族であることのリアリティ」好井裕明編『エスノメソドロロジーの現実』世界思想社：151-66.
- 山田昌弘 2004「家族の個人化」日本社会学会編『社会学評論』第54巻第4号：341-354.